

改正の概要

山口市建設工事における元請・下請適正化指導要綱（No.67）

1 押印の廃止に伴う様式の改正（4件）

様式中から印マークを削除し、提出にあたっては必ずしも押印を要さないこととした。

※ 受注者が提出される様式については、ウェブサイト中「建設工事請負契約に関する提出書類等」のページに掲載している。

2 その他、条文整理

- ・建設業法改正に伴う条ズレの解消
- ・文言訂正、等

3 施行期日 令和3年4月1日

山口市建設工事における元請・下請適正化指導要綱の一部を改正する要綱

山口市建設工事における元請・下請適正化指導要綱の一部を次の新旧対照表のとおり改正する。

新旧対照表

新	旧
<p>(下請代金の支払の適正化等)</p> <p>第7条 元請負人は、法に規定する下請契約に関する事項のほか、次に掲げる事項を遵守するものとする。</p> <p>(1) 前払金の支払を受けたときは、下請負人に対して、資材の購入、労働者の募集その他下請工事の着手に必要な費用を前払金として現金で支払うよう十分配慮すること。(法第24条の3第3項、指針第4(2)エ)</p> <p>(2)～(4) 省略</p> <p>(5) 下請代金の支払は、できる限り現金払とし、現金払と手形払を併用する場合であっても、支払代金に占める現金の比率を高めるとともに、労務費相当分については、現金払とすること。(法第24条の3第2項、指針第4(2)イ)</p> <p>(6) 省略</p> <p>(7) 一般の金融機関（預金又は貯金の受入れ及び資金の融通を業とする者をいう。）による割引を受けることが困難であると認められる手形を交付しないこと。(法第24条の6第3項)</p> <p>(8) 省略</p> <p>(9) 法による特定建設業の許可を受けた建設業者（以下「特定建設業者」という。）が注文者となった下請契約（下請負人が特定建設業者又は資本金が4,000万円以上の法人である者を除く。）における下請代金の支払期日は、引渡しの申出の日（引</p>	<p>(下請代金の支払の適正化等)</p> <p>第7条 元請負人は、法に規定する下請契約に関する事項のほか、次に掲げる事項を遵守するものとする。</p> <p>(1) 前払金の支払を受けたときは、下請負人に対して、資材の購入、労働者の募集その他下請工事の着手に必要な費用を前払金として現金で支払うよう十分配慮すること。(法第24条の3第2項、指針第4(2)エ)</p> <p>(2)～(4) 省略</p> <p>(5) 下請代金の支払は、できる限り現金払とし、現金払と手形払を併用する場合であっても、支払代金に占める現金の比率を高めるとともに、労務費相当分については、現金払とすること。 (_____ 指針第4(2)イ)</p> <p>(6) 省略</p> <p>(7) 一般の金融機関（預金又は貯金の受入れ及び資金の融通を業とする者をいう。）による割引を受けることが困難であると認められる手形を交付しないこと。(法第24条の5第3項)</p> <p>(8) 省略</p> <p>(9) 法による特定建設業の許可を受けた建設業者（以下「特定建設業者」という。）が注文者となった下請契約（下請負人が特定建設業者又は資本金が4,000万円以上の法人である者を除く。）における下請代金の支払期日は、引渡しの申出の日（引</p>

渡しの日について前条第8項ただし書の特約がなされている場合は、その日。次号において同じ。) から起算して50日以内で、かつ、できる限り短い期間内において定めること。**(法第24条の6第1項)**

(10) 前号に規定する支払期日を定めなかった場合又は51日以降の日を支払期日と定められた場合においても、支払期日は50日を経過する日に定められたものとみなす。**(法第24条の6第2項)**

(11) 前2号の支払期日までに当該下請代金の支払をしなかったときは、下請負人に対し、前条第8項本文の申出の日から起算して50日を経過した日から下請代金の支払をする日までの期間について、その日数に応じ当該未払金額に国土交通省令で定める率を乗じて得た金額を遅延利息として支払わなければならない。**(法第24条の6第4項)**

2 省略

(下請負人における建設労働者の雇用条件等の改善)

第8条 下請負人は、下請契約により定められた事項を適正に履行するとともに、次に掲げる事項について措置するものとする。

(1)及び(2) 省略

(3) 福祉の充実に関する事項 (指針別表2 〈福祉の充実〉)

ア 省略

イ 任意の**労働補償制度**に加入する等労働者災害補償に遺漏のないよう努めること。

ウ及びエ 省略

(4) 福利厚生施設の整備に関する事項 (指針別表2 〈福利厚生施

渡しの日について前条第8項ただし書の特約がなされている場合は、その日。次号において同じ。) から起算して50日以内で、かつ、できる限り短い期間内において定めること。**(法第24条の5第1項)**

(10) 前号に規定する支払期日を定めなかった場合又は51日以降の日を支払期日と定められた場合においても、支払期日は50日を経過する日に定められたものとみなす。**(法第24条の5第2項)**

(11) 前2号の支払期日までに当該下請代金の支払をしなかったときは、下請負人に対し、前条第8項本文の申出の日から起算して50日を経過した日から下請代金の支払をする日までの期間について、その日数に応じ当該未払金額に国土交通省令で定める率を乗じて得た金額を遅延利息として支払わなければならない。**(法第24条の5第4項)**

2 省略

(下請負人における建設労働者の雇用条件等の改善)

第8条 下請負人は、下請契約により定められた事項を適正に履行するとともに、次に掲げる事項について措置するものとする。

(1)及び(2) 省略

(3) 福祉の充実に関する事項 (指針別表2 〈福祉の充実〉)

ア 省略

イ 任意の**労働者災害補償制度**に加入する等労働者災害補償に遺漏のないよう努めること。

ウ及びエ 省略

(4) 福利厚生施設の整備に関する事項 (指針別表2 〈福利厚生施

設の整備))

ア 建設労働者のための**宿舎**を整備するに当たっては、その良好な居住環境の確保に努めること。この場合において、労働基準法（昭和22年法律第49号）に定める**寄宿舍**に関する規定を遵守すること。

イ 省略

(5)～(7) 省略

(元請負人の下請負人に対する指導等)

第9条 受注元請負人は、建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和51年法律第33号）及び労働安全衛生法の遵守、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に係る保険料の適正な納付並びに適正な工程管理の実施等の措置を講ずるとともに、当該工事に係る**全て**の下請負人が、前条各号に定める事項について措置するよう、指導、助言その他の援助を行うものとする。

2 受注元請負人以外の元請負人は、受注元請負人が行う下請負人に対する指導、助言その他の援助が的確に行われるよう協力するものとする。

(受注元請負人の他の元請に対する指導)

第10条 受注元請負人は、当該建設工事に係る**全て**の元請負人に対し、第3条から第7条までに定める事項を遵守するよう指導に努めるものとする。

2 省略

(受注元請負人の遵守事項)

第11条 受注元請負人は、前2条に定める指導等を行うため、次に掲げる事項を遵守するものとする。

設の整備))

ア 建設労働者のための**寄宿舍**を整備するに当たっては、その良好な居住環境の確保に努めること。この場合において、労働基準法（昭和22年法律第49号）に定める**寄宿舍等**に関する規定を遵守すること。

イ 省略

(5)～(7) 省略

(元請負人の下請負人に対する指導等)

第9条 受注元請負人は、建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和51年法律第33号）及び労働安全衛生法の遵守、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に係る保険料の適正な納付並びに適正な工程管理の実施等の措置を講ずるとともに、当該工事に係る**すべて**の下請負人が、前条各号に定める事項について措置するよう、指導、助言その他の援助を行うものとする。

2 受注元請負人以外の元請負人は、受注元請負人が行う下請負人に対する指導、助言その他の援助が的確に行われるよう協力するものとする。

(受注元請負人の他の元請に対する指導)

第10条 受注元請負人は、当該建設工事に係る**すべて**の元請負人に対し、第3条から第7条までに定める事項を遵守するよう指導に努めるものとする。

2 省略

(受注元請負人の遵守事項)

第11条 受注元請負人は、前2条に定める指導等を行うため、次に掲げる事項を遵守するものとする。

(1)～(4) 省略

(5) 受注元請負人は工事現場に、次に定める基準により現場代理人及び主任技術者又は監理技術者を置き、工事現場における施工の技術上の総括管理を行うものとする。

ア～ウ 省略

エ 監理技術者は、監理技術者資格者証の交付を受けた者及び所定の講習を受けている者であること。**(法第26条第5項)**

(6) 省略

第12条～第14条 省略
(入札における要綱の呈示)

第15条 工事の請負契約の入札に当たっては、**入札条件又は指示事項等に「山口市建設工事における元請・下請適正化指導要綱」を遵守する旨を明記し、同要綱を山口市公式ウェブサイトに掲載する等、入札者が閲覧できる措置を講じるものとする。**

様式第1号—1 山口市内下請企業を使用しない理由書 別添
様式第1号—2 山口市内取扱企業を使用しない理由書 別添
様式第1号—3 山口市内産資材を使用しない理由書 別添
様式第2号 省略 (改正なし)
様式第3号 下請負人指導責任者届 別添
様式第4号 省略 (改正なし)

(1)～(4) 省略

(5) 受注元請負人は工事現場に、次に定める基準により現場代理人及び主任技術者又は監理技術者を置き、工事現場における施工の技術上の総括管理を行うものとする。

ア～ウ 省略

エ 監理技術者は、監理技術者資格者証の交付を受けた者及び所定の講習を受けている者であること。**(法第26条第4項)**

(6) 省略

第12条～第14条 省略
(入札における要綱の呈示)

第15条 工事の請負契約の入札に当たっては、**入札条件に次の一項を加え、要綱を呈示するものとする。**
「山口市建設工事における元請・下請適正化指導要綱」を遵守すること。

様式第1号—1 山口市内下請企業を使用しない理由書 別添
様式第1号—2 山口市内取扱企業を使用しない理由書 別添
様式第1号—3 山口市内産資材を使用しない理由書 別添
様式第2号 省略 (改正なし)
様式第3号 下請負人指導責任者届 別添
様式第4号 省略 (改正なし)

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。